

65 歳以上の方へ

令和 3 年度 安平町介護保険料のお知らせ

安平町に納めていただく 65 歳以上の方の令和 3 年度の保険料についてお知らせします。

介護保険料は、40 歳以上の方全員が被保険者となり、介護が必要となったとき、みんなで介護を支えるために納めるものです。なお、40 歳から 64 歳以下の方は、現在加入されている健康保険等の医療保険の保険料と併せて介護保険料が徴収されますので、現在加入している健康保険等にお問い合わせください。

保険料の決め方

65 歳以上の方の保険料については、前年の本人および世帯の課税や所得の状況に応じて 9 段階に分けられています。

※令和 3 年度は 3 年に 1 度の介護保険料の見直しの年にあたりますが、今回介護保険料の改定はありません。

保険料段階	対象者	介護保険料 (上段：年額、 下段：月額)
第 1 段階	生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者 世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	18,720 円 1,560 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の方	31,200 円 2,600 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超えた方	43,680 円 3,640 円
第 4 段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	56,160 円 4,680 円
第 5 段階 (基準額)	本人が住民税非課税で世帯に住民税が課税されている世帯員がいる方	62,400 円 5,200 円
第 6 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	74,880 円 6,240 円
第 7 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	81,120 円 6,760 円
第 8 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	93,600 円 7,800 円
第 9 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上の方	106,080 円 8,840 円

※第 1 段階から第 3 段階の保険料は低所得者軽減後の保険料となります。

※この保険料段階に基づく令和 3 年度の介護保険料を納付書でお支払いの方には、6 月に納付書を送付させていただきました。年金から天引きされている方には 10 月に個別に通知させていただきます。

保険料の納め方

- ・特別徴収の方（年金から天引きされている方）

年金の支払い（年 6 回）の際にあらかじめ差し引かれます。

- ・普通徴収の方

6 月中に町から送付する納付書で納めていただきます。納期内の納付にご協力をお願いします。

納期内に納付が困難な場合は分割納付も可能ですのでご相談ください（納入期限は次のとおり）。